

財団法人 大阪市教員会館 寄附行為

昭和28年6月1日制定
昭和58年7月20日一部改正
平成17年7月27日一部改正
平成23年3月28日一部改正

第1章 総 則

- 第1条 この法人は、財団法人「大阪市教員会館」と称する。
第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市中央区法円坂1丁目1番38号に置き、必要に応じ他の場所に支部を設ける。

第2章 目的及び事業

- 第3条 この法人は、大阪市教職員並びに、教育関係者の教養を高め、研究を助成し、福祉厚生をはかる等、大阪市の教育を向上せしめ、以て社会文化の発展に寄与することを目的とする。
第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 大阪市教員会館の維持経営。
2. 教育の振興、教職員の教養に関する事業の実施及び協力。
3. 教育図書資料の閲覧及び研究施設とその経営。
4. 教職員のための福利厚生施設とその経営。
5. 教職員のための宿泊施設の経営。
6. 教育青年団体の活動支援に関すること。
7. そのほか目的を達成するに必要な事業。

第3章 資産及び会計

- 第5条 この法人の資産は、次の通りとする。
1. この法人設立当初寄附にかかる別紙財産目録記載の財産。
2. 資産から生ずる果実。
3. 事業に伴う収入。
4. 寄附金品。
5. 補助金。
6. その他の収入。
第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び通常財産の二種とする。基本財産は、前条の財産中基本財産と指定された資産及び理事会の承認した資産で構成する。通常財産は基本財産以外の資産とする。基本財産の元本は、これを処分する事は出来ない。但し、理事会、評議員会の議決を経、且つ大阪府教育委員会の承認を得て処分することができる。前条に掲げた財産は、理事会の議決を経て定めた方法により理事長がこれを管理する。
第7条 この法人の経費は、基本財産から生ずる収入及び第5条第2号以下に掲げる財産をもってこれに充てる。
第8条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前、理事長が編成し、理事会の議決を経て、大阪府教育委員会に報告しなければならない。予算を変更した場合も同様とする。
第9条 この法人の決算は、会計年度終了後1ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録及び事業報告書並びに財産増減事由書とともに監事の意見をつけて、理事会の承認を受け、大阪府教育委員会に報告しなければならない。
第10条 収支予算で定めるものを除く外、新たに義務負担し、又は権利の放棄をしようとする場合は、理事会の議決を経、且つ大阪府教育委員会の承認を受けなければならない。借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く)についても同様とする。
第11条 毎年度末において決算に余剰を生じた場合は、理事会の議決を経て、その全部を翌年度に繰越するか又は基本財産に繰り入れるものとする。
第12条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
第13条

第4章 役員・評議員

- 第14条 この法人には次の役員・評議員を置く。
1. 理事 3名以上5名以内(内理事長1名、副理事長若干名、専務理事1名を置く。)
2. 監事 1名以上2名以内
3. 評議員 9名以上15名以内
4. 参 与 若干名
第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統轄する。副理事長及び専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故ある場合は副理事長が、副理事長にも事故あるときは専務理事がその職務を代行する。理事は理事会を組織し、この法人の業務を行う。監事は、民法に定められた第59条の職務を行う。監事は理事を兼任してはならない。評議員は、評議員会を組織し、第24条にかかげられた事項の審議に当たる。評議員は理事・監事を兼任してはならない。参与は理事会の推薦する学識経験者若干名を置く事ができる。参与は、会館運営の諸点について理事会の諮問に応じる。
2. 理事及び監事は評議員会において選出する。理事長、副理事長、専務理事は理事のうちから互選する。評議員は理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
3. 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。役員の報酬は理事会の議決を経て理事長が定める。
第16条 この法人の役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は、その任期が満了又は辞任しても、後任者が就任するまでは、その職務を行わねばならない。役員は、この法人の役員たるにふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中といても評議員会又は理事会の議決により、これを解任することができる。

第5章 事務局及び職員

- 第17条 この法人の事務を執行するため、事務局を置く。事務局職員に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 会 議

- 第18条 会議を分けて、理事会及び評議員会とし、理事長がこれを招集する。
第19条 理事会は、毎年2回開く事を原則とするも、理事長において必要と認めた場合、及び理事3分の1以上から会議の目的事項を示して要求のあった場合に招集する。
第20条 評議員会は、毎年2回これを招集する。但し理事会が必要と認めた場合、又は評議員の3分の1以上から会議の目的事項を示して要求のあった場合に招集する。
第21条 理事会は、理事3分の2以上、評議員会は評議員の2分の1以上出席しなければ議事を議決することができない。但し同一議題について、召集再度に及ぶ場合は、この限りでない。この場合は、夫々次回会議において、承認を得なければならない。
第22条 議事は出席者の過半数でこれを決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
第23条 理事会は、民法並びにこの寄附行為のうち、別に定めてあるもののほか次の事項を議決又は承認する。
1. 基本財産の編入、財産の管理についての事項。
2. 不動産の買入れ、又は処分についての事項。
3. その他、この法人の事業遂行上必要と認めた事項。
第24条 評議員会は、理事長の必要と認めた事項の諮問に応ずるほか次の議決を行う。
1. 寄附行為の変更に関する事項。
2. 理事及び監事の選出。
3. 事業計画の承認。
4. 予算及び決算の承認。
第25条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名捺印の上、これを保存する。

第7章 寄附行為の変更並びに解散

- 第26条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員各々の3分の2以上の議決を経、且つ大阪府教育委員会の認可を受けなければ変更する事ができない。
第27条 この法人は民法第68条の場合のほか理事現在数及び評議員各々3分の2以上の議決を経、且つ大阪府教育委員会の認可を受けなければ解散することができない。
第28条 前条によるこの法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、且つ大阪府教育委員会の認可を受けてこの法人の類似の目的をもつ他の公益事業団体に寄附するものとする。

第8章 附 則

- 第29条 この寄附行為の施行に関し、必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。
この寄附行為は大阪府教育委員会の認可のあった日から施行する。
(註) 議事運営上の確認事項。第21条及び第22条の出席または、出席者の数には、委任状を含める。
〈1986(S61)年5月22日 第43回評議員会で満場一致確認〉